九二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一三　三

九三　日本国に帰化を許可する件　一三　三

九四　除籍の一部が滅失した件　一六　三

九五　日本国に帰化を許可する件　一六　三

九六　〃　一七　二

九七　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一八　二

九八　除籍が滅失した件　一九　四

九九　戸籍が滅失した件　一九　四

一〇〇　日本国に帰化を許可する件　二〇　三

一〇一　除籍の一部が滅失した件　二三　三

一〇二　日本国に帰化を許可する件　二三　三

一〇三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二三　四

一〇四　除籍の一部が滅失した件　二四　四

一〇五　原戸籍の一部が滅失した件　二四　四

一〇六　除籍の一部が滅失した件　二四　四

一〇七　原戸籍の一部が滅失した件　二四　四

一〇八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二六　三

一一九―出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二六　三

一一〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二四　四

一一一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二四　四

一一二　除籍が滅失した件　二六　二

一一三―一一五　除籍の一部が滅失した件　二六　二

一一六　除籍が滅失した件　二六　二

一一七　日本国に帰化を許可する件　二六　二

一一八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二七　三

一一九―一二一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二七　三

一二二―一二四　除籍の一部が滅失した件　二七　三

一二五　日本国に帰化を許可する件　二七　四

**○外務省**

一二六　円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件　二　二

一二七　円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　二

一二八　円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　二

一二九　アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　九　三

一三〇　ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　九　三